

平成30年1月12日
秋田労働局

秋田労働基準監督署における個人情報の漏えいについて

秋田労働局(局長 松本 安彦)は、秋田労働基準監督署(以下「秋田署」という。)において発生した個人情報の漏えいについて、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1 概要

秋田署において、職員Aが、B社を訪問して労働条件に関する指導(以下「指導」という。)を実施した後、持参したB社に係る指導の経過を記載した台帳(以下「台帳」という。)をB社の事務所に置き忘れる事案が発生した。

台帳には、C氏の氏名、住所、電話番号、事業場内の地位等が記載されていた。

2 事実経過

- (1) 平成29年12月27日、職員AがB社に係る指導を終了し、秋田署に帰庁した。その後、指導に持参したB社に係る台帳の所在が不明であることが判明したため、B社に電話連絡して確認したところ、当該台帳を置き忘れていることが発覚した。
- (2) 同月28日、同署副署長及び職員AがB社を訪問の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得るとともに、置き忘れた当該台帳を回収した。
- (3) 同月30日、同署第3方面主任監督官がC氏に電話連絡の上、経過説明及び謝罪を行い、了承を得た。また、C氏宅を訪問の上、謝罪したい旨申し入れたが、訪問による謝罪は固辞された。

3 発生原因

職員Aが、B社に係る指導を終了後、持参した台帳の管理・確認を行わなかったこと。

4 再発防止対策

- (1) 秋田署においては、平成30年1月4日に、緊急署内会議を開催し、署長がすべての職員に対して事案の経緯を説明し、以下の対策の徹底について指示した。
 - ① 個人情報を含む文書等の持ち出しは、必要最小限にとどめることを徹底すること。また、必要があるとして持ち出した場合は、業務終了直後、訪問先等において当該文書の置き忘れ等がないか確認を徹底すること。
 - ② 署の出発前及び帰庁後に、個人情報を含む文書の持ち出し及び持ち帰りについて上司の確認を受けること。

(2) 秋田労働局においては、同月10日に臨時署長会議を開催し、局長より本件の概要の説明及び同種事案の再発防止の徹底について指示した。

【担当】

秋田労働局労働基準部監督課

課長 町田 良則

主任監察監督官 佐々木 一幸

(電話) 018-862-6682